

平成 29 年度

第 3 回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

○産地パワーアップ事業について

- 1) 次世代型こうち新施設園芸システムの普及促進
- 2) 平成 29 年度産地パワーアップ事業について

日時：平成 30 年 3 月 26 日（月） 14：30～

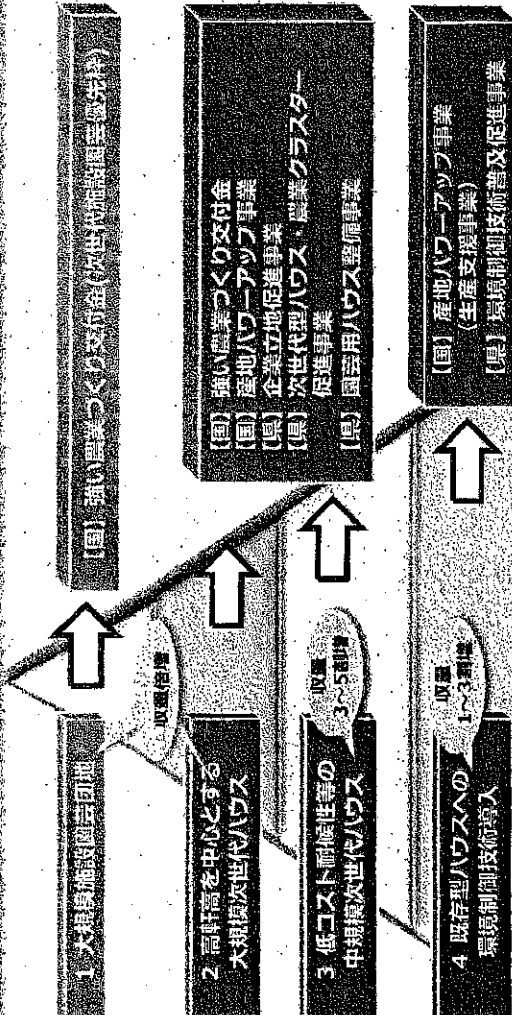
場所：高知城ホール 2 階 和室

産地・流通支援課

次世代型こち新施設園芸システムの普及促進

国産事業及び県単事業を総動員して、次世代型こち新施設園芸システムの中核をなす「次世代型ハウス」の普及を促進

次世代型こち新施設園芸システムの普及



平成29年度補正～平成30年度産地パワーアップ事業

地域協議会等が策定した「産地パワーアップ計画」に基づき、高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取り組みを総合的に支援する。

- ＜国産事業＞【産地パワーアップ事業】
 H29補正 106,970千円 (国)106,970千円
 H30当初 91,050千円 (国) 91,050千円
 ※H29補正及びH30当初予算額のうち次世代型ハウス除当額
- ＜県単事業＞【企業立地促進事業】 354,622千円 (一)354,622千円
 平成30年度 企業立地促進事業

企業立地を推進し、地域経済の活性化と雇用機会の拡大を図る。
 次世代型ハウス等の整備を支援するとともに、農業クラスター形成の促進を図る。

平成30年度 次世代型ハウス・農業クラスター促進事業
 61,000千円 (一) 61,000千円 ※当初予算額のうち次世代型ハウス除当額

平成30年度 園芸用ハウス整備事業
 小規模ではあるが、高幹高、高強度の次世代型ハウスを整備。

15市町村 園芸用ハウス整備事業 341,381千円 (一)341,381千円

※当初予算額のうち高幹高、高強度区分除当額

これまでの実績

H26年度 次世代型施設園芸システム事業

H27年度完成

- ① 四万十町次世代団地 トマト 3棟、4.3ha 販売目標6億円、雇用増90名
- ② 四万十町 野菜苗 1棟、0.5ha 販売目標1億円 雇用増10名
- ③ 須崎市 ミヨウガ 10棟、1.4ha 販売目標1.1億円 雇用増6名
- ④ 安芸市 ビーマン 1棟、0.4ha 販売目標0.37億円 雇用増2名
- ⑤ 芸西村 ビーマン 1棟、0.6ha 販売目標0.3億円 雇用増4名
- ⑥ 香南市 ニラ 1棟、0.4ha 販売目標0.2億円 雇用増1名
- ⑦ 南国市 モロン 1棟、0.4ha 販売目標0.33億円 雇用増1名
- ⑧ 安田町 赤ビーマン 1棟、0.5ha 販売目標0.33億円 雇用増1名
- ⑨ 南国市 パプリカ・ピーマン 1棟、0.7ha 販売目標0.61億円 雇用増2名
- ⑩ 香南市 ニラ 1棟、0.6ha 販売目標0.2億円 雇用増1名

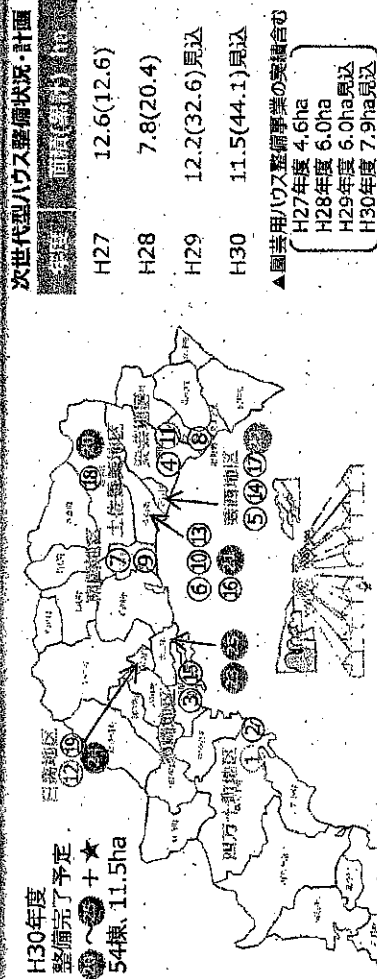
H27年度 産地パワーアップ事業

- ⑪ 安芸市 ナス 1棟、1.0ha 販売目標0.9億円 雇用増10名
- ⑫ 日高村 ミニトマト 1棟、0.5ha 販売目標0.6億円 雇用増10名
- ⑬ 香南市 小ネギ 1棟、0.4ha 販売目標0.2億円 雇用増1名
- ⑭ 芸西村 花き 6棟、1.3ha 販売目標0.8億円 雇用増5名

H28年度 産地パワーアップ事業

- ⑮ 須崎市 ミヨウガ 6棟、1.0ha 販売目標1.2億円 雇用増10名
- ⑯ 香南市 モロン 3棟、0.6ha 販売目標0.55億円 雇用増10名
- ⑰ 芸西村 ナス 2棟、0.8ha 販売目標0.75億円 雇用増10名
- ⑱ 香南市 有機野菜 2棟、0.3ha 販売目標0.25億円 雇用増1名
- ⑲ 日高村 トマト 1棟、0.3ha 販売目標0.35億円 雇用増1名

これら実績に加えて



さらなる整備

生産量 → 新増産上 → 高い等
 の増加の期待あり!



▲園芸用ハウス整備事業の実績合計
 H27年度 4.6ha
 H28年度 6.0ha
 H29年度 6.0ha見込
 H30年度 7.9ha見込

平成29年度補正産地パワーアップ事業

○産地パワーアップ事業について（平成29年度2月補正予算）

水田・畑作・野菜・果樹等の産地が、平場、中山間地域など、地域の営農戦略として定めた「産地パワーアップ計画」に基づき、意欲ある農業者等が高収益な作物・栽培体系への転換を図るための取組をすべての農作物を対象として総合的に支援します。

平成29年度補正予算 447億円

- ・整備事業（集出荷施設、低コスト耐候性ハウス等の施設整備）
- ・基金事業（農業機械のリース導入、生産資材の導入等）

○整備事業（平成29年度2月補正予算）

平成29年度 事業費278,570千円 補助金額122,517千円（計画承認額）

① ナス 低コスト耐候性ハウス



市町村名 芸西村
事業主体 南風倶楽部
実施地区 芸西村(南風ナス)
受益戸数 1戸
受益面積 0.47ha

- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるナスの出荷量増加

事業費82,415千円（補助金36,247千円）

③ ニラ 低コスト耐候性ハウス



市町村名 香美市
事業主体 JA土佐香美
実施地区 香美市(ニラ)
受益戸数 1戸
受益面積 0.475ha

- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるニラの出荷量増加

事業費107,104千円（補助金47,105千円）

② ニラ 低コスト耐候性ハウス



市町村名 香南市
事業主体 JA土佐香美
実施地区 香南市(ニラ)
受益戸数 1戸
受益面積 0.14 ha

- ・栽培面積の拡大による生産量の増加
- ・環境制御装置等の導入によるニラの出荷量増加

事業費41,537千円（補助金18,268千円）

④ ニラ自動包装ライン



市町村名 黒潮町
事業主体 JA高知はた
実施地区 黒潮町(ニラ)
受益戸数 30戸
受益面積 9.66 ha

- ・生産量の増加に対応するニラ自動調製・包装ラインの高度化、作業の省力化

事業費167,515千円（補助金76,997千円）

低コスト耐候性ハウス

50m/s以上の風速に耐えることができる強度を有するもの又は50kg/m²以上の積雪荷重に耐えることができる強度を有するものであって、かつ、単位面積当たりの価格が同等の耐候性を備えた鉄骨温室の平均的単価のおおむね70%以下の価格であるもの。



① ニラハウス（芸西村）
② ニラハウス（香南市）③ ニラハウス（香美市）

④ ニラ集出荷貯蔵施設（黒潮町）

①～④は平成29年度（繰越）事業で実施
⑤は平成30年度予算により実施予定

平成 29 年度

第 3 回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

○ 中山間地域等直接支払交付金について

1) 高知県中間年評価書の修正内容の報告

日時：平成 30 年 3 月 26 日（月） 14：30～

場所：高知城ホール 2 階 和室

地域農業推進課

都道府県中間年評価書(案)

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部地域農業推進課
(市町村数) ①全市町村数: 34 ②対象市町村数: 34 ③促進計画策定市町村数: 34 ④交付市町村数: 30		(協定数) ①協定数: 595 ②基礎単価: 320、体制整備単価: 275 ③集落協定: 594 ④個別協定: 1 ④交付市町村数: 30	
(交付面積) ①耕地面積: 27,800ha ②対象農用地面積: 10,833ha ③交付面積: 6,639ha (基礎単価: 2,035ha、体制整備単価: 4,604ha) ④加算単価面積 (集落連携・機能維持加算: 1,833ha、超急傾斜農地保全加算: 1,331ha) ⑤地目別交付面積 (田: 5,083ha、畑: 1,484ha、草6ha、採66ha) ⑥交付基準別交付面積: 通常地域 (急4,195ha、緩2,012ha、高239ha、草0、特0) 特認地域 (急 95ha、緩 98ha、高 0、草0、特0)			
交付総額	1,029百万円	配分割合	(個人) 594百万円 (共同取組) 435百万円
(協定の概要) ①1協定当たりの参加者数: 22人、交付面積11.2ha、交付金額173万円 ②参加者一人当たりの交付金額7.9万円 ③1市町村当たりの協定数: 20、交付面積221ha、交付金額3,430万円			
交付金交付の評価(運用第17等)			
<p>1 集落マスタープランに定めた取り組むべき事項の達成状況</p> <p>ほぼ全ての協定で着実に取り組みがされている。取り組みに遅れが見られ、指導・助言の必要な協定もあるが、全ての協定で協定書に定められた活動目標は、達成できる見通し。 但し、マスタープランの取組内容に温度差が非常にあるため、効果の薄いと感じる取組を実施している集落では、第5期対策で協定面積の縮小や協定廃止、今後は高齢化の進行と共に行政や周辺集落との繋がりが希薄になっていくのではないかと考えている。 ○集落協定数: 594、指導・助言が必要な協定数: 6、返還が必要な協定数: 0</p> <p>2 農業生産活動等として取り組むべき事項の実施状況</p> <p>ほぼ全ての協定で着実に取り組みがされている。取り組みに遅れが見られ、指導・助言の必要な協定もあるが、全ての協定で協定書に定められた活動目標は、達成できる見通し。</p> <p>(1) 耕作放棄の防止等の活動 種々の取組のうち、①法面点検を実施している協定が60%、②柵・ネット等の設置が35%、③賃借権設定・農作業の委託が35%、その他は10%未満の選択となっている。 ○集落協定数: 594、指導・助言が必要な協定数: 10、返還が必要な協定数: 0</p> <p>(2) 水路・農道等の管理 水路は543協定、農道は578協定、その他施設は1協定で管理活動を実施している。 ○集落協定数: 594、指導・助言が必要な協定数: 1、返還が必要な協定数: 0 ○全協定の管理水路の延長: 2,080km 管理農道の延長: 2,005km ※H28データシートより</p> <p>(3) 多面的機能を増進する活動 種々の取組のうち、①周辺林地の草刈りが63%、②景観作物の作付が32%、③堆きゅう肥の施肥が8%、その他の活動は数協定が選択となっている。 ○集落協定数: 594、指導・助言が必要な協定数: 3、返還が必要な協定数: 0 ○周辺林地の下草刈の面積: 46ha、柵田オーナー制度の対象面積: 768㎡、市民農園等の面積: 1,000㎡、体験民宿の施設数: 1 ※H28データシートより</p>			

法面管理、鳥獣害対策、賃借権、周辺林地や景観作物等、従前より行っている活動を選択している協定がほとんどであるが、制度を活用することで経費の面で集落の負担軽減になっている他、市町村職員がその内容を年1回以上確認することで集落にチェックの目が入り、耕作放棄地の発生防止及び農業生産活動の継続に役立っている。

また、近年鳥獣被害に苦慮する協定が増えてきており、耕作放棄の防止等の活動として柵・ネット等の設置が増えてきている。

市町村担当者、集落、農業者、各々の意識の差から、活動の質に大きな差が存在しており、どの程度の活動を行えば適正と判断できるのか指導・助言に苦慮している。

3 自律的かつ継続的な農業生産活動等の進捗状況

ほぼ全ての協定で着実に取り組みがされている。取り組みに遅れが見られ、指導・助言の必要な協定もあるが、全ての協定で協定書に定められた活動目標は、達成できる見通し。

・体制整備要件

(1) A要件

各取組のうち、①機械・農作業の共同化を25、②高付加価値型農業の実践を0、③農業生産条件の強化を8、④担い手への農地集積を3、⑤担い手への農作業の委託を19協定が選択している。

○選択協定数：34、指導・助言が必要な協定数：0、返還が必要な協定数：0

(2) B要件

各取組のうち、①新規就農者の確保を12、②地場農産物の加工販売を41、③消費・出資の呼び込みを0協定が選択しており、指導・助言が必要な協定は全て②を選択した協定となっている。

○選択協定数：49、指導・助言が必要な協定数：6、返還が必要な協定数：0

(3) C要件

支援体制のうち、集落ぐるみ型を167、組織対応型を61、担い手型を10、行政等支援型を3協定が選択している。 ※H28データシートより

○選択協定数：232、指導・助言が必要な協定数：2、返還が必要な協定数：0

・加算措置

(1) 集落連携・機能維持加算

○選択協定数：38、指導・助言が必要な協定数：4、返還が必要な協定数：0

(2) 超急傾斜農用地保全管理加算

○選択協定数：145、指導・助言が必要な協定数：4、返還が必要な協定数：0

29年度の要件緩和により、超急傾斜加算に取り組む集落が大幅に増加し、超急傾斜地の耕作放棄地の発生防止及び農業生産活動の継続に役立っている。

4 集落協定内における話し合いの状況

ほぼ全ての協定で制度の実施に必要な話し合いが十分に行われている。話し合いの回数に減少が見られる等、指導・助言の必要な協定もあるが、協定で指導・助言等を行うことにより、全ての協定で制度の実施に必要な話し合いは、十分に行われる見通し。

○集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：13、返還が必要な協定数：0

○話し合いの回数が増加：56、変わらない：532、減少：6

5 集落戦略への取組状況

取組の必要性についてわからないと回答した協定は235協定と、依然4割ほどの協定代表者等が取組の必要性を判断できるほど、集落戦略の取組内容を理解できていない。

未作成の544のうち、担い手が確保されるなど将来に向けた体制が一定整備されている集落等を除く452が指導・助言の対象となっている。

指導・助言の必要な協定のほとんどが15ha以下の協定であり、隣接集落等と連携出来ない場合はメリット措置がないため、広域連携が進まない地域は作成の検討に至ることができない状況。

また、集落戦略のメリット措置と作成の手間を天秤にかけ、魅力を感じないとの判断で未作成の集落に対して、指導・助言等のみで動かすことは困難である。

集落戦略をほとんどの集落で作成させるのであれば、作成手法のマニュアル化・簡素化、電子ファイルで記載例入りのひな形の配布、集落戦略作成後の具体的なメリット活用の事例集、集落戦略作成の手引き等を作成すべきと考える。

○集落協定数：594、指導・助言が必要な協定数：452、返還が必要な協定数：0

(1) 協定内で集落戦略を作成する必要性

①必要：212、②不必要：147、③わからない：235

(2) 集落戦略の作成状況

①作成済：42、②作成中：8、③未作成：544

(3) 集落戦略の実現に向けた取組

①実施中：47、②実施を検討中：79、③未実施：468

・協定数（指導・助言または返還等の措置が必要な協定以外） 128協定

・指導・助言が必要な協定数〔指導内容による分類〕 466協定

・返還等の措置が必要な協定数〔全額返還／2割返還／加算分返還／交付0協定

制度の評価（成果と課題）

1. 農業生産体制（農業経営体や後継者・新規就農者、農地利用等）について

(1) 4期対策からの加算措置（広域化支援）の要件により、A要件又はB要件を選択する協定が3期対策時と比較すると大幅に増加（体制整備単価の協定の2割程）しており、市町村評価によれば、概ね達成基準はクリアできる見込みで、着実に地域で生産体制の構築の芽が育まれている。

しかし、厳しい地域の状況から、現在の共同取組の活動維持を取組目標に掲げている集落が多くある。地域が目指す農業振興に資するためには、まずは持続的に取組が継続できるように、維持・継続を目標とした支援が必要である。そして、自律的に取り組むことのできるようになった段階で、さらに発展的な活動、好循環を生み出す方向への支援と、段階的な支援を実施する必要がある。

(2) 多面的機能支払との重複実施の拡がりによって、農業外の個人・組織が参加した協定が151、非農業者の参加者数は県内全体で構成員の一割ほどと、3期と比較して割合は増加しており、水路・農道の維持管理作業のほか農業生産、加工・販売等の6次産業化、協定事務のサポート等多様な活動に参加している。

(3) また、県内に集落営農組織が200程度存在するが、そのうち159組織は構成員や活動範囲が協定のそれと一部又は完全に重複している。このことは、制度への取組が集落営農への取組の入り口となっていること、県内の集落営農の推進において、多大な影響・効果をもたらしていることを示している。しかし、高齢化やリーダー役を担う人材不足、人材の確保が課題となっており、現在組織数の増加は伸び悩んでいる。

地域のリーダー育成や事務の集約化（協定の広域化）による体制の維持などの実現可能な好事例を情報収集し、参考事例として提供していく必要がある。また、情報提供のやり方についても、より農業者の頭に残りやすい、より農業者の手元に届く情報提供の方法を検討していく必要がある。

2. 所得形成（高収益作物の導入、6次産業化、都市農村交流等）について

(1) 集落営農組織を結成するに至った集落などで、高収益作物の導入は図られているが、A要件の「高付加価値型農業の実践」を選択している協定は0である。

(2) B要件の「加工・販売」を選択している協定は41あり、多くは交付金を加工設備の更新や活動経費等に活用するなどして取組の維持・向上に向けて着実な取組が見込まれるが、いくつかの協定で達成基準への到達に遅れが見られる。

その理由としては、加工作業のリーダー役の方が倒れてしまい、加工の活動が停滞している、販路開拓が思うように進んでいない等、人材不足・売り先の確保・商品のブラッシュアップが課題となっている。

6次産業化事業の中にそういった支援策があり、これまでも市町村を通じて情報提供・事業の活用を図っているところであるが、遅れの見られる集落へは重点的に本事業のラインからも6次産業化の支援策の情報提供などを図っていく必要がある。

3. 集落維持（多面的機能の維持、集落コミュニティの活性化等）について

（1）耕作放棄地の防止、水路・農道等の管理、多面的機能を増進する活動やC要件を選択している232協定の取組は、ほぼ全ての協定で概ね達成基準はクリアできる見込みで、着実に集落の維持活動は行われているが、C要件の集落ぐるみ型を選択している集落（167協定※H28DS）の多くは、現時点では地域の担い手の方が引き受けているため問題ないが、いずれ訪れる中心的な農業者がリタイアした際には体制を維持できないと考える。それまでの間に組織化又は後継者の確保を図れない場合は、中心的な農業者のリタイアが協定の崩壊、集落の農地維持活動に支障をきたし、中山間地域の農地の荒廃化が一気に進む可能性がある。

制度により、農地が維持されているうちに、集落営農の組織化やU・ターンを含めて地区内外から新たな人材を呼び込み、家族農業でも成り立つ経営モデルの構築等を早急に図る必要がある。そのためには、国・県・市町村がより密に連携し、集落や地域の課題が顕在化する前に把握し、集落へ投げかけ、意識醸成を図っていく必要がある。

4. 行政取組等については、別紙3のとおり。

5. 1～4及び集落等に対するアンケート調査結果等を踏まえた制度全体に係る総合的な評価について

（1）優264協定、良320協定、可11協定、不可0となっている。全体的に高評価で着実な取組がなされていると評価できる。

（2）本制度は、集落等での共同活動を実施する際の貴重な財源、参加する農業者の営農上の財政的な保障になっており、そのことが制度への取組意欲、耕作意欲の維持、ひいては耕作放棄地の発生防止、多面的機能の発揮の促進につながっている。

（3）本制度を活用して、積極的に体制整備に取り組む集落等も見られるが、多くの集落では現状維持が目標になっていることが多い。しかし高齢化・過疎化が進行する中、地域によっては、維持目標掲げるだけでも精一杯、という地域も存在する。耕作放棄地の発生を防止し、現状維持の目標が達成出来ているだけ評価することを忘れないで頂きたい。

また、協定を継続できるような支援、体制整備の考え方、現状の全国一律でなく地域差を考慮した制度設計の検討も必要ではないかと考える。

（4）事務処理の煩雑さ、高齢化等から、事務代行の要望も高い。事務代行組織の設立を考えている市町村も増えてきていることから、事務代行の取組事例を全国から収集し、優良事例を情報提供できれば役立つのではないかと考える。

（5）さらに、協定期間を5年から3年もしくは単年度ごとに短縮して欲しいとの意見がなお根強くある。なぜ短縮を求める声が消えないのか、なぜ参加者は不安に思うのか、農業者の心に寄り添い、制度の根幹をなす協定期間がなぜ1期5年なのか、それが取組を通して理解できる設計、理解できる説明に努める必要がある。

（6）最後に、今回の中間年評価に際して、制度上認められている免責事由に該当する事項によって交付金の一部返還を行った集落を、そのことをもって「行政がサポートしても改善が見込めない集落」と評価する国の姿勢、制度上認められているものを否定するような中間年評価の仕方、考え方に疑問を感じた。

（7）本制度の意義は何なのかを考え、上記の意見を踏まえた制度設計を今後検討して頂ければ幸いである。

(様式2-2の別紙1)

「指導・助言」の内訳

対応の方向	集落協定数	個別協定数
① 話し合い活動の充実	17	
② 非農家等多様な人材の参画推進	70	
③ 市町村、JA、農地中間管理機構等との連携強化	56	
④ 地域外者等との連携強化	11	
⑤ 近隣集落等の連携強化	127	
⑥ 活動内容の再検討(変更)	4	
ア 活動目標	4	
イ 達成目標		
ウ 加算措置		
エ 単価		
⑦ 組織的な営農活動の導入	23	
⑧ 共同取組活動の充実	10	
⑨ 共同取組活動や集落行事の再点検(内容や参加状況)*	95	
⑩ 協定参加者の意向把握*	258	
⑪ 農業者や農業生産活動の状況を提示(課題の明確化)*	79	
⑫ その他(集落戦略の作成を検討するよう指導、景観作物(永年作物)の改植について検討、話し合い活動の充実、集落戦略について個別説明)	21	

*は「集落協定内での話し合いの状況」「集落戦略への取組状況」のみに該当する指導助言項目
注) 中間年評価の結果、市町村が必要とした指導・助言の内容を集計して下さい。

「返還措置等」の内訳

指導内容	集落協定数等	
	件数	金額(円)
① 農業生産活動等の未実施(全額遡及返還)		
② 多面的機能の増進活動の未実施(全額遡及返還)		
③ 耕作放棄地等の復旧等の未実施(当該農用地分の遡及返還、当該年度以降全額交付停止)		
④ 耕作放棄地の管理の未実施(次年度以降全額交付停止)		
⑤ 水路・農道等の維持・管理の未実施(全額遡及返還)		
⑥ 個別協定【委託契約等の解除、農業生産活動等の未実施、農用地の利用権の設定等として取り組むべき事項の未実施】(当該農用地分の全額遡及返還、当該農用地分の次年度以降交付停止、2割相当の遡及返還)		
⑦ 集落マスタープラン(次年度以降全額交付停止)		
⑧ 体制整備の未実施(2割相当の遡及返還)		
⑨ 加算措置の未実施(加算分の遡及返還、次年度以降交付停止)		

注) 中間年評価の結果、市町村が措置することとなったものを集計して下さい。

都道府県の推進活動等

都道府県名	高知県	担当部署	農業振興部地域農業推進課
1 市町村の取組に関する集計			
(1) 推進体制			
①市町村数：30			
②1市町村当たりの担当者数：1.6人			
③業務の内訳：「協定書の審査や交付金の交付事務」、「集落等への事務支援」、「実施状況の確認」が主な業務となっている			
(2) 支援体制			
①関係機関・団体との連携状況			
(i) 市町村の他部局：9市町村			
(ii) 都道府県の出先機関：9市町村			
(iii) JA：10市町村			
(iv) 農業委員会：17市町村			
(v) 土地改良区：1市町村			
(vi) 農地中間管理機構：0市町村			
(vii) その他：3市町村（農業公社、狩猟会等）			
②連携の内容			
(i) 市町村の他部局：公共事業実施に係る調整、小さな拠点づくり、農業者の所得確認等			
(ii) 都道府県の出先機関：現地確認、集落営農の推進、6次産業化の取組等			
(iii) JA：交付金の支払事務、農産物のブランド化、集落営農の推進等			
(iv) 農業委員会：現地確認、荒廃農地調査、農地情報の共有、農地の斡旋			
(v) 土地改良区：農道・水路等の情報共有			
(vi) 農地中間管理機構：事例なし			
(vii) その他：農作業受委託の調整、事務支援の実施、鳥獣被害情報の共有			
③「支援チーム」による取組：事例なし			
(3) 集落等への支援内容・効果			
①市町村が行った主な支援内容：「書類作成の事務支援」、「問い合わせや相談（活動内容や交付金の使途等）への対応」、「制度説明会の開催」			
②市町村による支援の効果：「書類の質的向上」、「集落の事務作業の負担が軽減されたことによる農業者の取組意欲の向上」、「制度への理解が一定程度深まった」、「集落内の協働意識の向上」、「共同活動や集会在円滑に実施された」、「協定内容が着実に実施された」、「集落の代表者等との信頼関係の構築」、「農業者の不安軽減」等			
③市町村の自己評価：○が27市町村、△が3市町村、となっている			
2 市町村の自己評価に対する都道府県の評価			
(1) 市町村の推進活動等に関する評価			
①市町村段階の推進活動に関し、中山間地域等直接支払制度に関する業務量は、県内全体で、年間で5,700人・日余りと膨大な人と時間を要している。（毎年約1ha分の交付金を交付するために1人・日分の業務量を費やしている計算になる。） また、支援体制では、他部局や県出先機関、JA等と連携している部分はあるものの局所的な対応での連携となっており、制度全体の推進や集落の将来像実現に向けた支援チームの結成等には発展していない。			
②高齢化・過疎化の進捗中、協定違反及び交付金返還となる集落を極力発生させないために多大な時間を要して、交付金の算定業務、集落が作成する書類の質の維持、毎年繰り返す制度変更を高齢の農業者に理解して貰う、実施状況の細かい確認作業等が行われている。現行制度上やむをえないことであるが、そこに時間を割かれて本来期待している制度を活用した集落の創造的な取り組みへの支援が後回しとなっている。			
③集落側からも「市町村の事務支援のおかげでなんとか制度に取り組むことが出来ている」との声もあり、市町村段階の推進活動は、制度への理解と円滑な制度の実施、耕作放棄地の発生防止といった面で、一定の効果を発揮しており、おおむね評価できるものであったと判断するが、今後国において、市町村推進活動のあり方等を検討する必要があるのではないかと考える。			

(2) 今後、必要な支援

現状の制度の推進業務の考え方が制度の周知、審査、確認業務に偏っており、本交付金を活かして、どう集落をモデリング（構築）していくかという制度の根幹の部分の支援をいかに行うかの視点が欠けていると言わざるを得ない。

市町村の持つマンパワーをどう配分していくか、現在の業務量、費用対効果等も考え、思い切った事務の効率化、より創造的な支援体制への転換が必要。

そのためには下記の4点が必要。

①予算の十分な確保

推進予算のこれ以上の削減は、推進活動が十分に出来ず、制度の維持が困難となる恐れがある。また、協定広域化のための非常に有効なツールである集落連携・機能維持加算の広域化支援については、5期対策でも引き続き維持して頂きたい。

②制度の改善

例えば現在の条件不利性の判定基準は、傾斜別・地目別の単価を採用しているが、思い切って傾斜別は廃して、昭和25年以前の旧市町村を単位とする地域別の単価（山間地域と中間地域の地域区分を2つに分け、そこに地域の高齢化率を加味してカテゴリー分けするなど）を採用し、事務を短時間でできるような制度変更が望まれている。

③情報提供の方法の検討

現在でも優良事例の収集や提供は行っているが、末端の集落まで制度を活用した取組事例の情報提供がほとんど行われておらず、優良事例の横展開が図れていない。これは、HPや電子メールに偏っている国・県の情報提供の仕方にも工夫があるが、市町村職員から能動的に情報を取りに行く意識、集落の代表者等に、自ら進んで情報提供する、学びの機会を提供するといった意識の改革が必要。また、高齢の農業者に対しての制度をわかりやすく説明出来るようなツールの整備も要望したい。個々の市町村職員のレベルできちんと制度を理解したうえで、わかりやすい説明というのは中々困難である。

④業務マニュアル（手引き）の配布

引き継ぎに際しても間断なく支援を実施できるよう業務マニュアル（手引き）を作成するなどして間断なく支援できるサポートが必要。

こうやって生み出し確保した時間で、各種事業を組み合わせで推進するなど、地域の課題に沿った事前策の提案が出来る仕組みづくり等が必要。

3 都道府県による市町村への支援の内容等

(1) 都道府県の推進体制

担当職員1名に、その上席の職員が業務サポートという2名体制で市町村支援を行っている。

他部局と連携した取組としては、「高知県が推進している集落活動センター（高知県版の小さな拠点）と集落協定との連携」を模索しているが、それ以外では、「他部局との連携」「出先機関の関与」「市町村支援チーム」「農地中間管理機構、JAの都道府県組織、農業会議など関係機関・団体との連携」などはない。

(2) 市町村に対する支援内容と効果

No.1	取組面積の回復、加算措置の活用
No.2	制度の周知・徹底
No.3	広域連携の推進

市町村に対する支援の効果

4期対策初年度に取組面積は大幅に落ち込んだものの、29年度には3期末の面積の95%程まで回復、加算措置を活用する市町村や集落は大きく増え、交付金を活用した種々の取組により、「耕作放棄地の発生防止」の効果も中山間地域にもたらしている。

また、市町村における集落代表者等への説明会参加等により、制度に参加する農業者の、制度内容の理解度向上、整備する書類等の質的向上が図られた。

広域連携については、目に見える成果は上がっていないが、着実に市町村職員の意識等は変わってきており、各地域で少しずつ動き出す集落が出てきている。

4 都道府県の推進活動等に関する自己評価等

(1) 都道府県の推進活動に関する自己評価

市町村や集落が求める支援を満足には行っていないが、限られた人員等の中では、効率的・効果的な支援が行えたのではないかと考えている。

(2) 本制度の推進に関する課題と今後、必要な支援

①地域農業をどう守っていくのか、集落等にどういった体制を構築していくのが良いのか、これからはこれまで以上に、より創造的な支援が求められている。県には、市町村職員が時間的余裕を産み出し、より効率的に動ける支援が求められている。

②5期初年度に協定丸ごと廃止になる集落を極力減らすため、集落協定の広域化と協定農用地の担い手の組織化（集落営農の推進）を引き続き支援していく。併せて多面的機能支払交付金の重複実施や協定組織の事務代行組織の設立など中山間直払を土台とした地域農業の体制作り（体制の再構築）に取り組んでいく。

③今回の調査で示された市町村の業務量は、必ずしも取組面積や協定数に単純比例したものではないことから、多大な時間を費やしている市町村からはその原因を、効率性の高い市町村からはなぜそれが可能なのかを明らかにし、県内全体で情報共有し、省力化に努める必要がある。市町村と集落の役割分担等の思い切った見直し等もすすめ、業務改善や取捨選択を促し、定例的な業務や書類作成等についてのマニュアル化にも取り組む必要がある。

④さらに、取組事例の情報共有方法の見直し等により、農業者の知識習得をより効果的に進める他、市町村や地域の課題を把握したうえでの支援に努める必要がある。

⑤また、現在県の出先機関やJAなどの関連団体等との連携はほぼなく、県段階では担当部署単独で制度推進を行っている状態である。他県事例も参考に出先機関等と連携した推進活動について検討してみることも必要である。

連携した取組としては、地域農業再生協議会などの通常開催されている会議の場などを活用して、集落の将来像など地域農業の振興に関わる取組について、本制度の交付金を活用した事例を収集し、提供していくことも考えていく。

事務代行の取組についても、県内での取組を優良事例として県内で情報共有し、市町村から集落段階での検討材料にしてもらい、対策の変わり目（H32）に広域化のより一層の展開を図る。

⑥上記内容を進めるに当たって、県や市町村の知恵や業務改善だけでは当然解決できないことも出てくる。そういった際は、国等へ積極的に、相談や政策提言等を行い、制度そのものの抜本的な改善や知識の提供等、様々な面での後押しを得ることも必要である。

平成29年度

第3回高知県農業経営・生産対策等に関する第三者委員会

配布資料

○ 中山間地域所得向上支援事業について

- 1) 中山間地域所得向上支援事業の概要
- 2) 平成29年度補正事業について
- 3) 中山間地域所得向上計画について

日時：平成30年3月26日（月）14：30～

場所：高知城ホール 2階 和室

地域農業推進課

中山間地域所得向上支援事業（国経済対策の活用）

《農業基盤課 地域農業推進課（鳥獣対策課）
2月補正予算額 590,994千円（国514,188千円）

事業目的

中山間地域において、収益性の高い農産物の生産・販売等に本格的に取り組むための「中山間地域所得向上計画」に基づき、水田の畑地化等の基盤整備、生産・販売及び鳥獣被害防止等の施設整備等を総合的に支援



中山間地域所得向上計画の策定

《地域農業推進課》

5,000千円（国 5,000千円）

「中山間地域所得向上計画」の策定にあたり、中山間地域の農業者の所得向上につながる経営戦略の策定を委託する。

農地等の基盤整備

《農業基盤課》

200,935千円（国 170,445千円）

水田の畑地化や客土等の簡易整備を含む農地の整備、畑地かんがい施設等の水利施設の整備等に要する経費を、地域の実情に応じて支援する。

【計画】

補助先：市町村（室戸市、安芸市、四万十市、奈半利町、田野町、安田町、馬路村、本山町、四万十町、三原村）

補助率：6.5/10以内、5.5/10以内

【支援内容】

農業用排水路
施設や農作業道の基盤整備事業、高収益作物導入支援



加工施設等の整備

《地域農業推進課》

311,059千円（国 264,743千円）

加工施設や県域の大規模直販所整備の取組に要する経費を支援する。

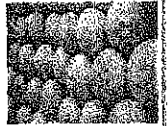
【計画】

補助先：市町村等（高知県園芸農業協同組合連合会、馬路村）

補助率：1/2以内

【支援内容】

高知県園芸農業協同組合連合会
：大規模直販所の整備
馬路村：ゆず加工機械の高度化



鳥獣被害防止施設の整備

《鳥獣対策課》

74,000千円（国 74,000千円）

野生鳥獣による農作物の被害を軽減し、農業者等の所得向上を図るため、鳥獣被害防止施設の整備に要する経費を支援する。

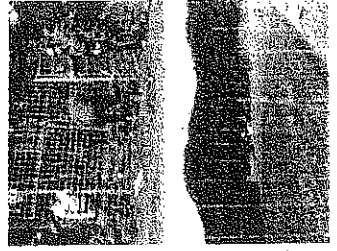
【計画】

補助先：市町村（三原村）、地域協議会（四万十市有畜鳥獣被害対策協議会）

補助率：定額

【支援内容】

鳥獣被害防止施設（防護柵）の設置



平成29年度補正事業(中山間地域所得向上支援事業費)

地域農業推進課

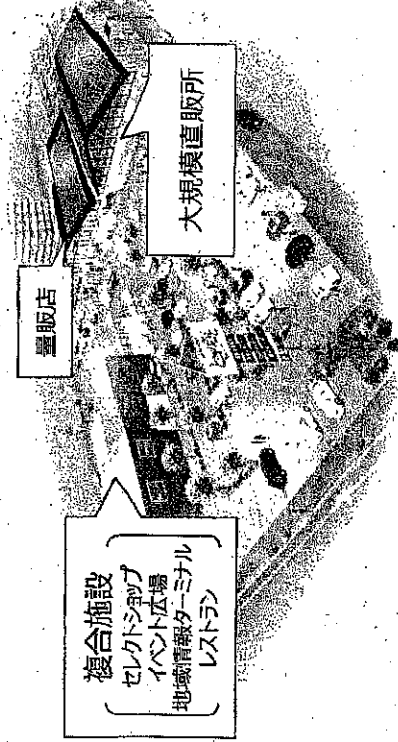
大規模直販所の建築予定概要

- 場所 高知市北御座
- 実施主体 園芸連
- 敷地面積 約2万㎡
- 延床面積 2,700㎡
(1F:2,537㎡ 2F:163㎡)
- 売場面積 1,412㎡
- 概算工事費 7.6億円
(うち建築関係費用 5.9億円)

- スケジュール
- 一期工事(大規模直販所・特産品センター)
建築設備設計: H30年3月~5月
建築工事着工: H30年9月
建築工事完成: H31年3月



- 二期工事(複合施設)
建築設備設計: H30年10月~H31年1月
建築工事着工: H31年5月
" 完成: H31年7月



中山間地域所得向上支援事業(H29年度国補正予算)

〈事業の概要〉

- H28年度補正事業の継続実施
- H28年度補正と同等額(10,000百万円)が予算案計上
- H28事業との変更点
 - ・市街化区域は対象外 → 撤廃
 - ・延床面積1,500㎡を超える施設は対象外 → 撤廃
 - その他補助率等
補助率: 1/2、補助額: 290千円/㎡以内

※市街化区域対象、延床面積上限撤廃は本県の政策提言により実現

〈国費の補助対象面積について〉

延床面積2,700㎡のうち、423.9㎡は補助対象外とのこと
(鮮魚コーナー、鮮魚加工室、会議室、これらに占める共有面積分)
※国の補助対象面積に対する考え方
事業計画区域が中山間地域の農用地であるため、直販所整備においては水産物に関するスペースは補助対象外

〈県の考え方〉

大規模直販所によって、集客力をアップし、販売額増加(地産地消・地産外商)を目指すには、鮮魚コーナーは必要不可欠だと考える

高知県中山間地域所得向上支援事業費補助金

〈補助の目的〉中山間地域の農業者等の所得向上を推進する
〈補助対象事業〉県内直販所等の施設整備 (補助率) 1/2

国費	県費
----	----

- ・補助率: 1/2
- ・補助額: 290千円/㎡以内
- ※補助額: 248,684千円 ※補助額: 46,316千円

補助額合計: 295,000千円

所得向上(高知県農業委員会)

〈委託の目的〉

中山間地域の農業者等の所得向上を推進、地産地消・地産外商の拡大(委託内容)外商戦略・流通戦略の策定、実行支援(委託額) 定額5,000千円

支援主体

実施主体 都道府県 市町村
補助率 定額(5,000千円)

ソフト・ハードの両面から支援

中山間地域所得向上計画

高知地区

(案)

平成30年4月

高知県

目次

<p>I. 対象となる区域の現状</p> <ul style="list-style-type: none">(1) 人口、世帯数(2) 耕地面積及び耕作放棄地面積(3) 鳥獣被害額(4) 農業産出額(5) 経営体数(6) 農業所得 <p>II. 課題と対応方針</p> <p>大規模直売所による農業者の所得向上に向けた方策</p>	<p>III. 成果目標及び目標年度</p> <p>IV. 推進体制</p> <p>V. 実施事業</p> <p>所得向上に向けた展開方法</p> <p>本体事業</p> <p>全体計画図</p>
---	--

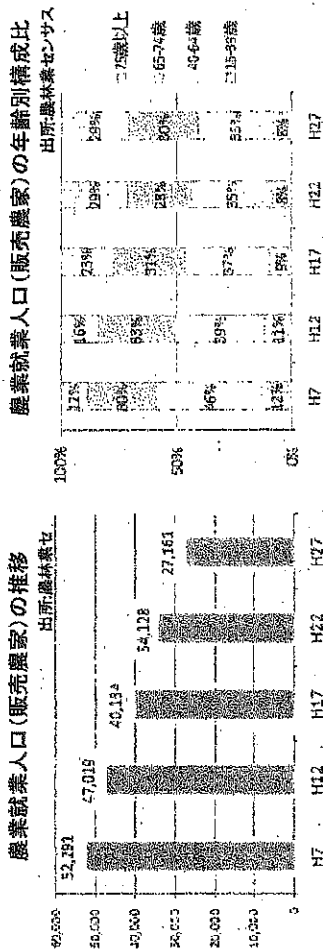
I. 対象となる区域の現状

(1) 人口、世帯数

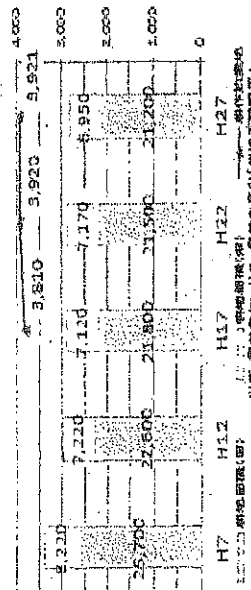
県全域がほぼ中山間地域にある高知県は、全国に先行する人口減による経済の縮み、人口の更なる流出、それによる経済の縮みと人口減少の負のスパイラルをたどってきた。
 ・農業分野において、農業就業人口の減少と高齢化の進展がいつそう進んでいる。
 ・県では、官民が一丸となって県経済の体質強化に向け取り組む「タラプラン」として、平成21年度より「高知県産業振興計画」を策定し、拡大再生産に向けた施策の強化を各産業分野で図っている。なかでも中山間地域の振興は県政浮揚の重点施策に位置づけ施策等を重点推進している。

20年間(H7⇒H27)の動向

- ◇ 農業就業人口は約25万人減少 (▲約48%)
- ◇ 農業就業人口に占める65歳以上の割合は42%から59%へ増加 (+17%)



(2) 耕地面積及び耕作放棄地面積

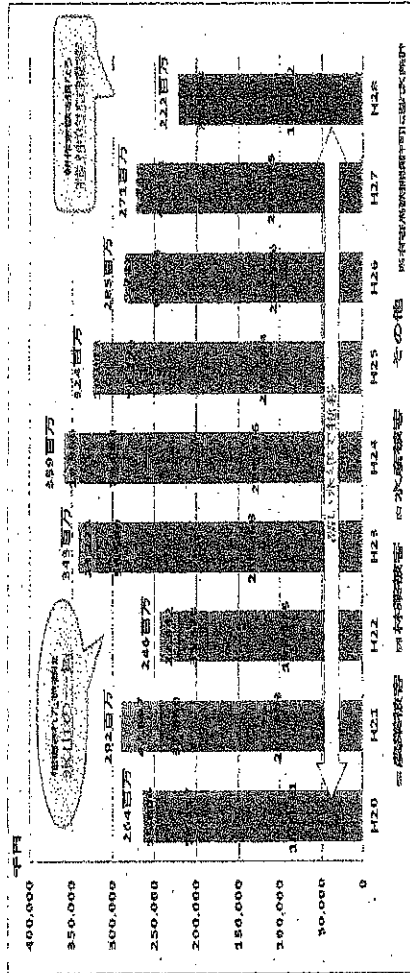


耕地面積は減少傾向。一方で、耕作放棄地はやや増加傾向にある。

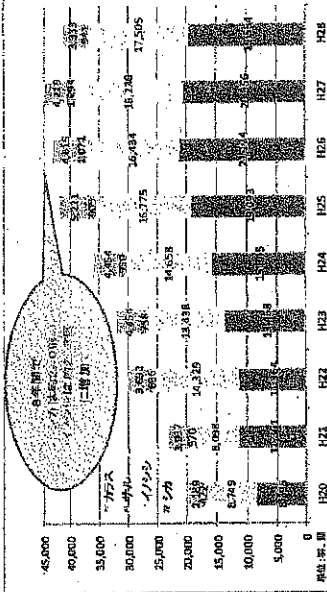
(3) 鳥獣被害額

高知県では、野生鳥獣による農林水産業等の被害が深刻化しており、平成24年度から鳥獣対策を抜本強化し、野生鳥獣の農作物被害を防ぐため鳥獣被害対策専門員を県内に配置し、集落ぐるみでの取り組みにむけて対策への合意形成をはかっている。
 被害ゼロを達成した集落での成功事例を県内に波及する。野生鳥獣に強い高知県づくりに進めたことにより、被害額は減少傾向にあるものの依然として2億円を超える状況である。
 被害額に表れない耕作意欲の喪失など精神的な被害も大きい。

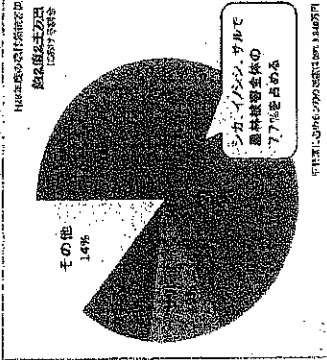
高知県の野生鳥獣による農林水産業等被害額の推移



主な鳥獣の捕獲数の推移



加害鳥獣別の農林業被害額の割合

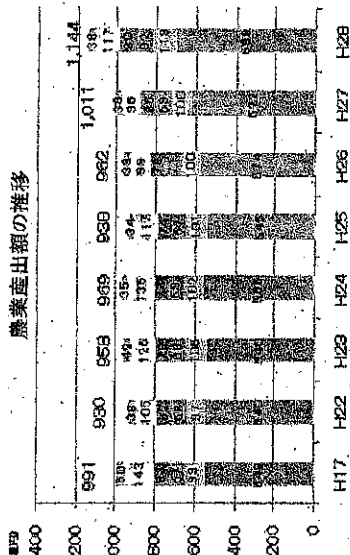


I. 対象となる区域の現状

(4) 農業産出額

H28年の農業産出額に占める野菜の割合は61%であり、全国1高い(全国値:27%)。次いで果実、米、畜産、花きの順である。温暖な気候のもと施設園芸を展開し、耕地面積当たりの農業産出額は全国1位の生産性(648万円/10a)である。

近年、農業産出額は増加傾向にあり、高知県産業振興計画の農業分野産業成長戦略のもと、環境制御技術の普及や次世代型ハウスを整備を推進などを背景に更なる産出額向上を目指している。



品目	産出額 (億円)	対前年増減
野菜	138	▲
米	117	▲
畜産	108	▲
果実	107	▲
花き	106	▲
みょうろ	105	▲
ピーマン	104	▲
トマト	103	▲
卵	102	▲
豚肉	101	▲

全国シェアNo1の品目
(産地名: 中野農産エリア)

ナス: 15.4%(H27) | みょうろ: 87.1%(H26) | ナス: 28.8%(H27)

ショウガ: 44.5%(H27) | ゆず: 54.7%(H26) | 文豆: 94.0%(H26)

～その他にも、多くの魅力ある農畜産物を生産～

トルコキョウ (Turkoyou) | 日高豆(小豆) | 土産あけし

環境制御技術の普及推進

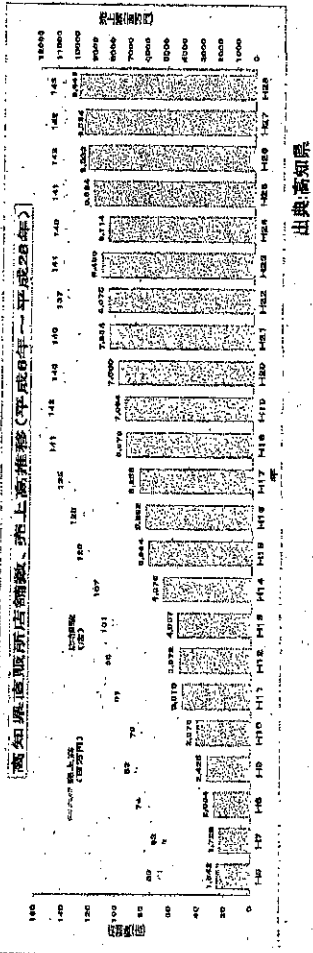
国産最先端のプランタの導入促進を、高知の気候条件やハウス構造、栽培品目などに合わせて改良を促進、進化させて産出

①次世代型ハウスの整備

②環境制御技術の普及推進

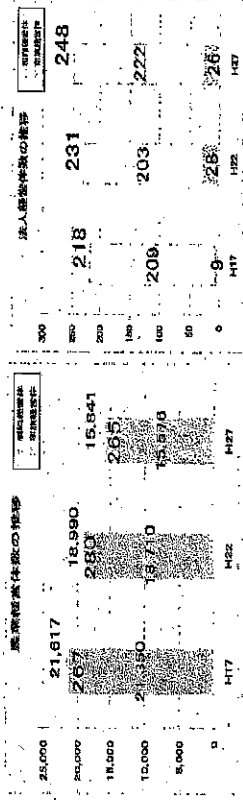
近年は1ha超規模の整備も

《その他の生産の取組》県内に143店舗(H28)の農林水産物直売所が開設されており、そのうちアンケート調査の回答があった135店舗の年間売上高は約98億円で、店舗数は横ばい、販売額は年々増加傾向にある。女性や高齢者など多様な生産者の所得確保の場、地域の重要な地産地消の場となっている一方、各エリアの商圏だけでは、季節商品の生産態勢により換金できない状況にあり、特色ある品目やJA出荷等基幹品目の規格外品を含めた新たな流通経路の拡大により、更なる地域の所得向上が見込まれる。

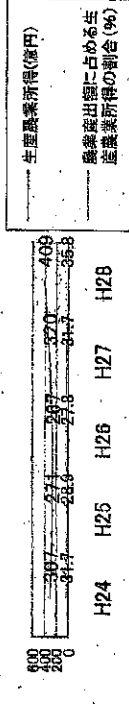


このような中、県域JA(JA高知県)が平成31年1月1日に発足予定であり、JAグループの重役施策として、平成29年4月に大規模直売所整備の構想が出された。構想は、中山間地域の厳しい現状を克服するために、特色ある農畜産物や食文化などの豊かな資源を活かして農業者の所得向上につながる、地産地消及び外商の拠点施設(直売所)を整備する計画である。この直売所整備構想は中山間地域の農業者の所得向上に大きく寄与する取組であることから、高知県は、拡大再生産と地域経済の好循環にむけた仕組みづくりを重点支援する。

(5) 経営体数



(6) 農業所得



(1)農業産出額の増減推移と同等に変動しており、近年増加傾向にある。

出典: 生産農業所得統計

II. 課題と対応方針

課題	項目	具体的対応方針
販売数量の増加	①集客力の向上 ②売場面積の拡充 ③営業時間の延長 ④生産拡大の推奨 ⑤販売戦略	①スーパーマーケットと複合施設が併設することによる新たな顧客層の獲得による集客力の向上および駐車可能台数が約400台という顧客受入設備の確保 ②現とさとの約2倍の売場面積を確保することにより取寄可能な農産物数量が増加 ③現とさとの営業時間を延長(19:00閉店予定)することにより、働く主婦層に門戸を開くため、新たな顧客層を獲得できる。 ④JA高知県(131.1発足)と連携し、JA組合員に対する生産拡大の推奨を行い、園販所出荷農産物数量の拡充を図る。 ⑤既存の顧客および上記記載の新たな顧客層に加え、県内業務所への働きかけによる新規顧客の獲得を目指す。また、外商等門部室を設置することにより、県外園販所との連携や地産外販会社等との連携による業務筋への営業販売を行う。なお、品質の高い特産品(贈答品等)についてもJAグループ高知が持つ既存の小口販売先や、地産外販会社等とも連携しながら、新たな顧客開拓を目指す。
単価の向上	①顧客単価の向上 ②販売単価の向上	①消費者に必要とされる常備菜を常に販売する等、消費者の需要に応えられる店づくりを行う。また、業務筋等にも焦点を当てた販売を行うなど、顧客に応じた単価設定による販売を行うことにより顧客単価の向上を狙う。 ②とさとのブランドを構築し、品質の高い特産品等については、付加価値をつけて販売していく。
固定資産回転率の検証	固定資産回転率の検証	前提：基準年度である第3事業年度で検証する。 ＜現状＞ ・固定資産回転率＝売上高÷当期・前期の固定資産平均値 1,770百万÷659百万＝2.7 ・比較対象：平成27年度中小企業各種商品小売業財務指標 固定資産回転率：2.0 類似業種体である各種商品小売業財務指標と比較しても、著しい差はない。 ※既存園販所との比較は、把握網や情報等が大幅に異なるため、類似業種体である各種商品小売業財務指標と比較対象とする 今後とも毎年度同様の検証を行い、固定資産回転率の向上に取り組む。

大規模直売所による農業者の所得向上に向けた方策

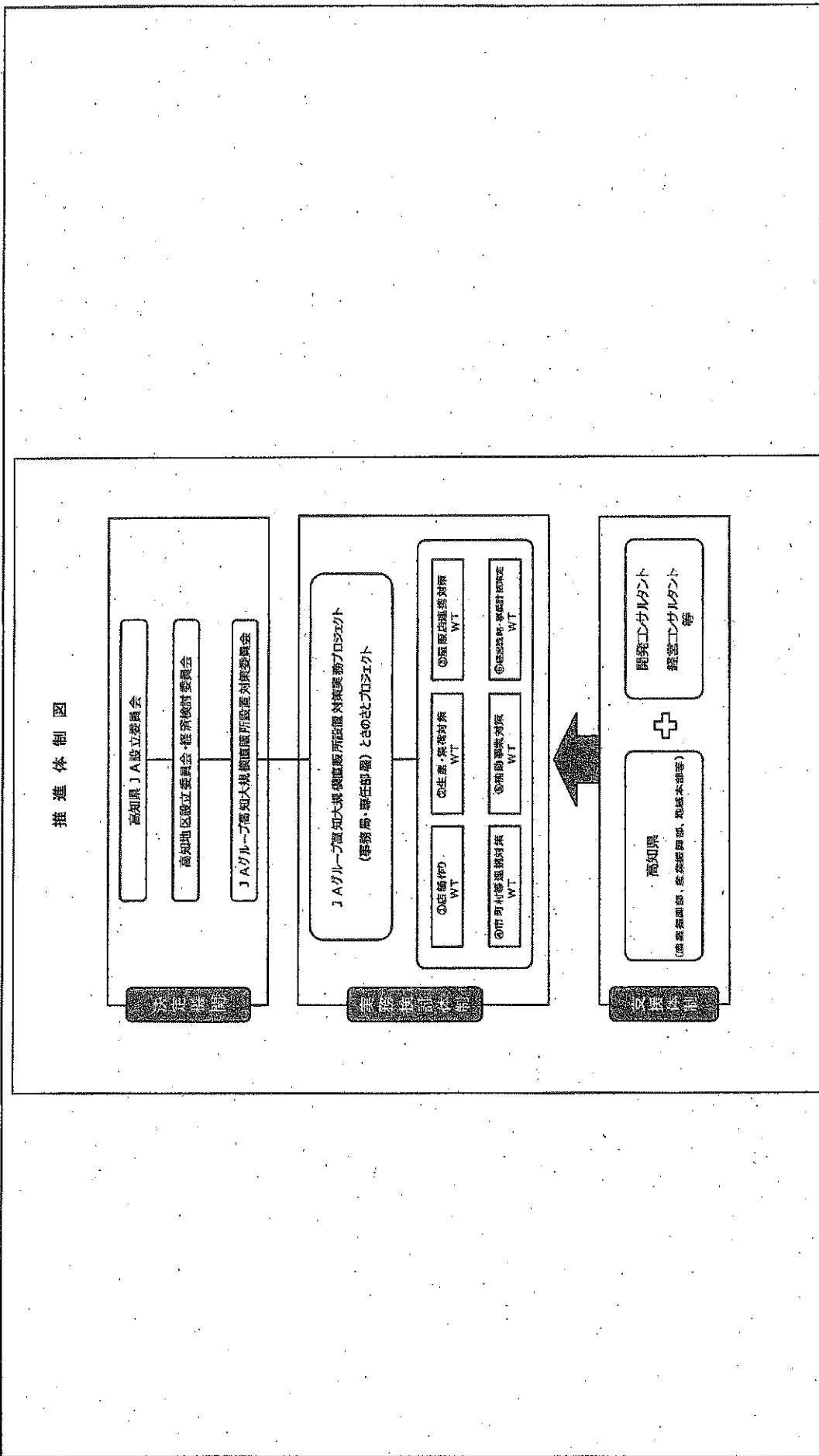
対 生 産 者	対 消 費 者	講 じ る 手 立 て		協力機関・ 自社
		アロー相手方	具体策	
<ul style="list-style-type: none"> 既存出荷者約800人、年間平均稼働率員 382人 現在の園圃・店舗規模では、顧客・売上が固定化 新たな出荷者の参入を促さない 季節商品は出荷制限、価格下落、返品増 出荷方法は過人様込み込み、または(果ルート、西ルート、中央ルート、おまじりルート)の活用) 	<ul style="list-style-type: none"> JJAに出荷していない農業者・農業者 JAJAの園圃部会など JJAに出荷していない農業者やJAの園圃部会など 日々購入する一般消費者 観光客 要需者(飲食店等) ギフト 個人顧客 小口業務所 一般小売り 	<ul style="list-style-type: none"> ①新たな園圃・店舗規模の拡大※当事業 ②販路支援(担い手育成・研修活用、音や資材等の購入(奨励助成)を行い、出荷(品目・量の拡大)を図る ※出荷制限に苦情をいらない ③新たな独自出荷ルートを開発し利便性を向上(追加 集出荷ルート) 	<ul style="list-style-type: none"> ①JAと連携の上、個別にアプローチする ②新規参入の提供(売場面積の拡大、販売機会等) ③生産部会でも出荷調整(出荷されていなかった特産品等も集荷し、出荷量を確保) ④各地区(現JA)単位で積極化し展開 ①JAと連携の上、個別にアプローチする ②新規参入の提供(売場面積の拡大、販売機会等) ③生産部会でも出荷調整(出荷されていなかった特産品等も集荷し、出荷量を確保) ④各地区(現JA)単位で積極化し展開 	<ul style="list-style-type: none"> ①JA ②子会社 ③JA ④子会社 ①併設予定園圃店 ①県観光・観光コンパニオン ②アロー、マロニエ(アロー・新聞各社) ①農産(新産品)流通推進協議会) 産直協議 ②産直協議 ③産直協議 ①赤松こと高知 ②左記 業者 ③各JA連合会の小口販売先 ①県担当農産、施設 ②地産外販会社 ①園圃部会 ②県外直販所
<ul style="list-style-type: none"> 地産独自の品目や季節商品が存在 出荷できない(規格外)農産物が一斉参り、販売可能な農産物が存在 季節商品は出荷制限、価格下落、返品増 	<ul style="list-style-type: none"> JAに出荷していない農業者・農業者 JAJAの園圃部会など JJAに出荷していない農業者やJAの園圃部会など 日々購入する一般消費者 観光客 要需者(飲食店等) ギフト 個人顧客 小口業務所 一般小売り 	<ul style="list-style-type: none"> ①新たな園圃・店舗規模の拡大※当事業 ②販路支援(担い手育成・研修活用、音や資材等の購入(奨励助成)を行い、出荷(品目・量の拡大)を図る ※出荷制限に苦情をいらない ③新たな独自出荷ルートを開発し利便性を向上(追加 集出荷ルート) 	<ul style="list-style-type: none"> ①JAと連携の上、個別にアプローチする ②新規参入の提供(売場面積の拡大、販売機会等) ③生産部会でも出荷調整(出荷されていなかった特産品等も集荷し、出荷量を確保) ④各地区(現JA)単位で積極化し展開 ①JAと連携の上、個別にアプローチする ②新規参入の提供(売場面積の拡大、販売機会等) ③生産部会でも出荷調整(出荷されていなかった特産品等も集荷し、出荷量を確保) ④各地区(現JA)単位で積極化し展開 	<ul style="list-style-type: none"> ①JA ②子会社 ③JA ④子会社 ①併設予定園圃店 ①県観光・観光コンパニオン ②アロー、マロニエ(アロー・新聞各社) ①農産(新産品)流通推進協議会) 産直協議 ②産直協議 ③産直協議 ①赤松こと高知 ②左記 業者 ③各JA連合会の小口販売先 ①県担当農産、施設 ②地産外販会社 ①園圃部会 ②県外直販所
<ul style="list-style-type: none"> 新たな、未参園圃店 	<ul style="list-style-type: none"> JAに出荷していない農業者・農業者 JAJAの園圃部会など JJAに出荷していない農業者やJAの園圃部会など 日々購入する一般消費者 観光客 要需者(飲食店等) ギフト 個人顧客 小口業務所 一般小売り 	<ul style="list-style-type: none"> ①新たな園圃・店舗規模の拡大※当事業 ②販路支援(担い手育成・研修活用、音や資材等の購入(奨励助成)を行い、出荷(品目・量の拡大)を図る ※出荷制限に苦情をいらない ③新たな独自出荷ルートを開発し利便性を向上(追加 集出荷ルート) 	<ul style="list-style-type: none"> ①JAと連携の上、個別にアプローチする ②新規参入の提供(売場面積の拡大、販売機会等) ③生産部会でも出荷調整(出荷されていなかった特産品等も集荷し、出荷量を確保) ④各地区(現JA)単位で積極化し展開 ①JAと連携の上、個別にアプローチする ②新規参入の提供(売場面積の拡大、販売機会等) ③生産部会でも出荷調整(出荷されていなかった特産品等も集荷し、出荷量を確保) ④各地区(現JA)単位で積極化し展開 	<ul style="list-style-type: none"> ①JA ②子会社 ③JA ④子会社 ①併設予定園圃店 ①県観光・観光コンパニオン ②アロー、マロニエ(アロー・新聞各社) ①農産(新産品)流通推進協議会) 産直協議 ②産直協議 ③産直協議 ①赤松こと高知 ②左記 業者 ③各JA連合会の小口販売先 ①県担当農産、施設 ②地産外販会社 ①園圃部会 ②県外直販所
<ul style="list-style-type: none"> 商品のタイプつき(特に季節商品 園圃品目規格外 など)による差別化(運送別、運送別)を抑制するためには、様々な園圃を拡大する必要がある 	<ul style="list-style-type: none"> JAに出荷していない農業者・農業者 JAJAの園圃部会など JJAに出荷していない農業者やJAの園圃部会など 日々購入する一般消費者 観光客 要需者(飲食店等) ギフト 個人顧客 小口業務所 一般小売り 	<ul style="list-style-type: none"> ①新たな園圃・店舗規模の拡大※当事業 ②販路支援(担い手育成・研修活用、音や資材等の購入(奨励助成)を行い、出荷(品目・量の拡大)を図る ※出荷制限に苦情をいらない ③新たな独自出荷ルートを開発し利便性を向上(追加 集出荷ルート) 	<ul style="list-style-type: none"> ①JAと連携の上、個別にアプローチする ②新規参入の提供(売場面積の拡大、販売機会等) ③生産部会でも出荷調整(出荷されていなかった特産品等も集荷し、出荷量を確保) ④各地区(現JA)単位で積極化し展開 ①JAと連携の上、個別にアプローチする ②新規参入の提供(売場面積の拡大、販売機会等) ③生産部会でも出荷調整(出荷されていなかった特産品等も集荷し、出荷量を確保) ④各地区(現JA)単位で積極化し展開 	<ul style="list-style-type: none"> ①JA ②子会社 ③JA ④子会社 ①併設予定園圃店 ①県観光・観光コンパニオン ②アロー、マロニエ(アロー・新聞各社) ①農産(新産品)流通推進協議会) 産直協議 ②産直協議 ③産直協議 ①赤松こと高知 ②左記 業者 ③各JA連合会の小口販売先 ①県担当農産、施設 ②地産外販会社 ①園圃部会 ②県外直販所

Ⅲ. 成果目標及び目標年度

<p>成果目標及び目標年度 成果目標：直販所への出荷者の販売額の10%以上の増加 目標年度：事業完了年度の翌々年度(平成32年度)</p>
<p><把握手法> ・算定方法：②/①>110% ①現在の販売額(H28園芸年度における10aあたりの販売額) 算出方法：各対象品目ごとに、高知県園芸農業協同組合連合会に出荷する、主要産地の農業協同組合を選び、販売額及び作付面積から10aあたりの販売額を算出する。 ②②3年後の販売額(H32年度販売額) 算出方法：各対象品目ごとに、JA(高知県園芸農業協同組合連合会と現農業協同組合が統合しH31.1月発足)及びとさのさとの両方に出荷する、出荷会員を無作為抽出し、抽出した出荷会員の販売額及び作付面積から10aあたりの販売額を算出する。</p>
<p>※設定品目：「トマト」「キュウリ」「ネギ」「ナス」「文旦」 品目選定根拠)大規模直販所の出荷会員の販売額(554百万/H28年度)のうち、最も販売額割合が高い青果部門で、中山間地域を主産地とする上位品目(野菜4品目、果物1品目)の計5品目とする。</p>

サブテーマ	実施手法
<p>《生産体制》JAグループの生産指導体制を活かした「新たな品目生産」 出荷の求心力向上と流通されなかった「規格外品・こだわり農産物等」 の発掘と流通の仕組みづくりによる、更なる「地産の拡大」</p>	<p>Ⅱ課題と対応方針 大規模直販所による農業者の所得向上に向けた方策のとおり</p>
<p>《生産から販売までの流通体制》「農業者の利便性に配慮した県域での 農畜産物の集荷ルート」の設置による、更なる「地産の拡大」</p>	
<p>《販売体制》直売所の顧客が利用しやすい「魅力ある売り場づくり」などに よる「地産の拡大」。また、直売所を拠点施設として「ギフト・ネット販売」等に よる個人顧客や、小口から中規模の「飲食店・量販店など事業者への小売 り」などによる、県内外を販路とした「地産・外産の拡大」</p>	
<p>《その他》地域に根ざした伝統的な料理・加工品の提供による「食文化の 継承」や「イベント等の都市住民との交流拡大」「観光客の誘致」など顧客へ の情報発信と魅力ある運営による「集客力向上」。</p>	

IV. 推進体制



V. 実施事業

所得向上に向けた展開方向

県域の商品を楽荷販売する直売所を整備し、農業者の所得向上を図る。

1. 本体事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	当該年度予算		完了年度 (予定)	着工年度	完了年度 (予定)	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)
					事業費 (百万円)	国費 (百万円)							
1	地域連携力販売強化施設整備	高知県農園芸農業協同組合連合会 (H31.1月統合/JA高知県に組織)	直売所一式	21,061	590	249	H30	H30	H30				

【計画期間：平成29年度～平成30年度】

(参考)全体事業

2. 関連事業

番号	事業内容	事業実施主体	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	当該年度予算		完了年度 (予定)	着工年度	完了年度 (予定)	事業量	対象となる農用地面積 (ha)	事業費 (百万円)	国費 (百万円)
					事業費 (百万円)	国費 (百万円)							

本計画

(参考)全体事業

3. その他事業

番号	事業内容	事業実施主体	実施時期

注: 必要に応じて、各事業毎に資金計画書等を添付すること。

全体計画図

対象となる区域の概要

- 【場所】高知県全域
- 【指定地域】特定農山村、振興山村、過疎、半島、離島
- 【地域別農業振興計画】安芸地域、中央東地域、中央西地域、須崎地域、幡多地域
(策定年月日：平成30年2月28日)

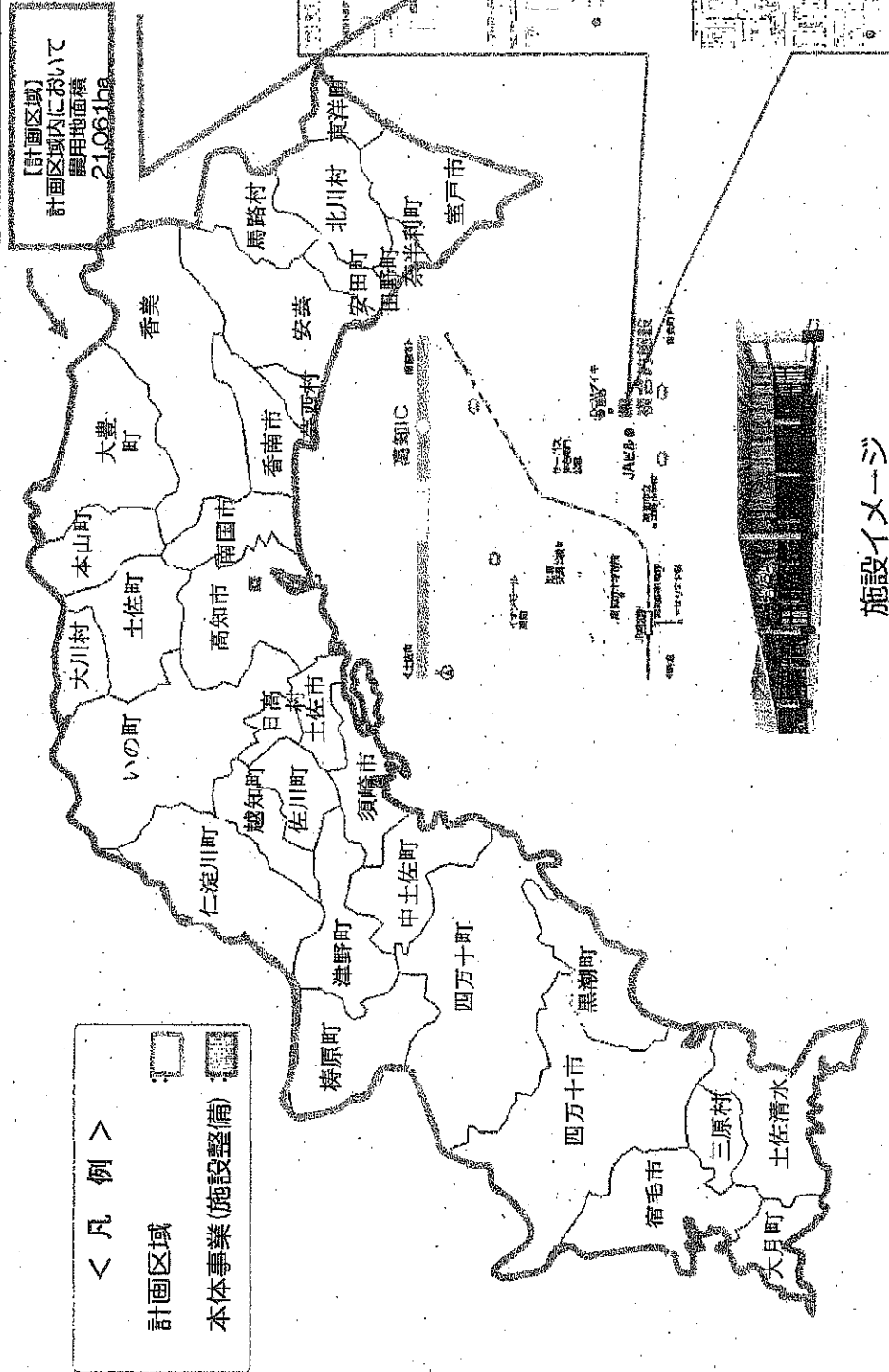
【農用地面積】21,061ha

うち主傾斜1/100以上の農用地：9,585ha

【農地中間管理機構との連携の有無】 有 無

位置図

下記のとおり



注：指定地域とは、中山間地域所得向上支援対策実施要綱第3の3の(1)アからサまでに掲げる地域を指す。

(添付資料)

・施設整備内策事業実施計画

・施設整備対策事前点検シート

(別記様式第1号)施設整備対策事業実施計画

事業番号	地区名	事業内容	事業規模等	実施期間	事業実施主体	全体事業費 (千円)	交付対象 事業費 (千円)	交付額 算定交付率	交付金限度額 (千円)
1	高知	地域運携力販売強化施設整備	直売所 2276.1㎡	平成30年4月1日～ 平成31年3月31日	知県園芸農業協同 組合連合会(H31.1 月組合/高知県 に組織替)	590,000	497,368	1/2	248,684
都道府県附帯事務費						0	0		
市町村附帯事務費						0	0		
合 計						590,000	497,368		

【記入要領】

- ・必要であれば適宜欄の拡大、行の追加をすること。
- ・事業番号には、実施要領別紙3-1の別表の(1)～(6)の該当する番号を記入すること。
- ・地区名には、所得向上計画の区域の名称を記入すること。
- ・事業内容は、整備しようとする具体的な施設の内容を記載すること。
- ・事業規模は、施設毎の棟数と床面積など、それぞれの事業内容に応じた事業規模を記載すること。
- ・事業期間は、原則として単年度とすること。なお、複数年度に及ぶ場合には、年度毎に行を分けて記入すること。
- ・交付対象事業費には、全体事業費のうち交付の対象となる事業費(施設別上限事業費等の範囲内の額)を記載すること。

(別記様式第2号)

施設整備対策事前点検シート

計画主体名	高知県園芸農業協同組合連合会	
実施期間	H29 ~ 30	総事業費(交付金) 590,000千円(248,684千円)

項 目	チェック欄	検討の視点
事業の実施期間は適切か	○	建築設備設計はH30年3月～5月、建築工事はH30年9月着工、完成H31年3月で、H30年度中の完了を予定しており、適切である。
交付金要望額は交付限度額(事業費×交付額算定交付率)の範囲内か	○	m当たり単価は218,518円であり交付限度額の範囲内である。 総事業費590,000千円/総面積2,700m ² =m ² 工事費218,158円 m ² 工事費218,158円×補助対象面積2,276.1m ² ×補助率1/2=交付金248,684千円
自力又は既に完了した施設等を交付対象とするものでないか	○	新規施設である。
土木・建築構造物等の施行に当たっては、各種関係法令及び設計基準に基づき構造検討を行い、十分な安全性等を確保しているか。また、設計・施工等における検査体制が確保されているか。また、設計・施工等における検査体制が確保されているか。	○	各種関係法令及び設計基準に基づき構造検討を行い、十分な安全性等を確保するものとなっている。また、設計・施工等における検査体制が確保されている。
木造の施設整備を行う場合、建築基準法(昭和25年法律第201号)、建築基準法施行令(昭和25年政令第338号)、木造の継手及び仕口の構造方法を定める件(平成12年建設省告示第1460号)等に基づき耐力壁等の基準を満たすものとなっているか	—	木造の施設でない。
増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備を行う場合は、実施要領別紙3-1に定める基準を満たしているか	—	増改築等若しくは合体又は古材を利用した施設整備でない。
交付対象とする施設等は減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第34号)別表等による耐用年数がおおむね5年以上のものであるか	○	交付対象とする施設等は耐用年数が5年以上である。
事業による効果の発現は確実に見込まれるか	○	見込まれる
費用対効果分析の手法は適切か(農山漁村振興交付金(農山漁村活性化整備対策)費用対効果算定要領(平成28年4月1日付け28農振第2341号農林水産省農村振興局長通知)	—	費用対効果分析の手法は「農山漁村振興交付金(農山漁村活性化)

により適切に行われているか) 上記の費用対効果分析による算定結果が1.0以上となっているか	○	費用対効果分析による算定結果が1.0以上である。
事業内容、事業実施主体等については実施要領に定める要件等を満たしているか	○	事業内容、事業実施主体等は実施要領に定める要件に合致している。なお、事業実施主体は、H31年1月をもって複数JAと統合し(仮称)JA高知県となる予定である。
個人に対する交付ではないか、また目的外使用の恐れがないか	○	個人に対する交付でない。
施設等の利用計画が作成されているか、またその利活用の見通し等は適正か	○	施設の利用計画が作成されており利活用の見込みについて、裏付け根拠を持った算定をしている。
地域連携販売力強化施設にあつては当該地区の入り込み客数や都市との交流状況(現状と今後の見込み)を踏まえているか	○	
近隣市町村の類似施設等の賦存状況と利用状況を踏まえているか	○	
利用対象者、利用時期など施設の利用形態を検討しているか	○	
施設等の規模や設置場所、地域における他の施設との有機的な連携等、当該施設等の利用環境等について検討されているか	○	
ブランド化計画、広報・宣伝計画、販路拡大計画等施設の経営戦略や運営体制が十分に検討され、その内容が利用計画に具体的に記載されているか	○	
施設の利用や運営等に当たって、女性参画への配慮や促進のための取組がなされているか	○	施設の利用や運営等に当たって女性参画への配慮や促進のための取組をしている。
事業費積算等は適正か	○	事業費積算等は過大な積算としていない。施工においても一般競争入札により建設整備コストの低減に努める
過大な積算としていないか	○	
建設・整備コストの低減に努めているか	○	
付帯施設は交付対象として適正か(必要性はあるか、汎用性の高いものを交付対象としていないか)	—	付帯施設はない。
備品は交付対象として適正か(汎用性の高いものを交付対象としていないか)	○	汎用性の高いものは交付対象にしていない。
整備予定場所は、集客の立地性、農業者の利便性等、施設の設置目的から勘案して適正か	○	集客の立地性、集荷システム等農業者の利便性等の観点から、整備予定地が決定されている。

施設用地が確保されている又は確保される見通しがついているか	○	施設用地は確保している。
交付対象は施設別上限事業費及び上限規模の範囲内か	○	範囲内である。
処理加工・集出荷貯蔵施設については、「強い農業づくり交付金実施要領」（平成17年4月1日付け16生産第8262号農林水産大臣官房国際部長、経営局長通知）Iの1-1の第2の4の（3）の基準に照らし適正であるか	—	
整備する施設の延べ床面積の合計が1,500㎡以内か（既存施設は除く）	—	
地域連携販売力強化施設については、延べ床面積㎡当たり29万円以内であるか。	○	29万円以内である。
地域連携販売力強化施設については、以下の内容を満たすものとなっているか	○	
地域内外又は地域間の相互連携の促進のための取組がなされているか	○	県内既存直販所との相乗効果、近隣施設との連携を考慮している
生産者の販売力強化・ブランド化等に資するために必要な施設であるか	○	生産者の販売力強化・ブランド化等に資する取組である設の必要性を説明
1年を通して運営されるものであり、継続的に雇用とを生み出す施設であるか	○	1年を通して運営する計画であり、継続的な雇用と地域の所得向上に資する施設である
6次産業化や女性参加の促進に寄与する施設であるか	○	6次産業化や女性参加の促進を考慮している。
事業実施主体の負担（起債、制度資金の活用等を含む）について十分検討され、適正な資金調達計画と償還計画が策定されているか	○	資金調達、償還計画が策定されている。
入札方式は一般競争入札又はこれと同等の競争性のある契約方式によるなど適切なものとなっているか。一般競争入札に付さない場合は、その理由は明確か	○	入札は一般競争入札により行う。
整備後において施設の管理・運営が適正に行われる見込みであるか	○	施設整備後の管理・運営方法、経営収支計画がある。
維持管理計画は適正か（施設の管理・更新に必要な資金は検討済みか）	○	経営診断を受け、計画を作成している。
収支を伴う施設等にあつては収支計画を策定しているか。また、事業費が5,000万円以上のものについては経営診断を受け、適正なものとなっているか	○	
他の事業との合体施策等の場合、事業費の按分等が適正に行われているか	—	事業の対象とする施設整備等は合体事業でない。

注1 項目について該当が無い場合はチェック欄に「—」を記入すること。